

## 秦野市介護サービス事業等における事故発生時の報告取扱要領

(趣旨)

- 1 この要領は、介護サービス事業等における事故発生時の報告について、別表に掲げる条例等に従い、報告を行う際の事務処理に関する事項を定めるものとする。

(報告対象者等)

- 2 事故報告の対象となる事業者(以下「各事業者」)は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市が保険者である場合
- (2) 事業所等の所在地が本市内にある場合

(報告の範囲)

- 3 各事業者は、次に掲げる事象が発生した場合、速やかに報告しなければならない。

(1) 怪我、死亡事故等

サービス提供時間内に起きたものを対象とする。ただし、サービス提供時間には、通常のサービス提供時間に加え、送迎・通院等の時間も含み、また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービス等は、利用者が事業所内にいる間を含むものとする。

怪我の程度は、医療機関で受診を要したものを原則とし、事業者側の過失の有無は問わず、利用者の自己過失による事故についても対象とする。

死亡は、病気等による死亡のうち、死因等に疑義が生じる可能性のある場合、又は事故報告からある程度の期間を経て死亡した場合も対象とする。

(2) 食中毒、感染症及び結核等

サービス提供に関連して発生したと認められる場合を対象とする。

(3) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等

職員(従業者)による利用者からの預り金の横領、個人情報紛失等、利用者の処遇に影響があるものを対象とする。

(4) 誤薬等

違う薬の与薬、服薬の時間及び量の誤り、与薬漏れ等を対象とする。

(5) 苦情対応

同一の事案に対し、複数の利用者の家族等から苦情が出ている等を対象とする。

(報告の手順)

- 4 3に規定する事象が発生した場合は、次の手順で報告する。

(1) 電話による報告（第一報）

事故発生後、事業者の情報、利用者の情報、事故発生の状況、事故の対応内容、家族への連絡等を整理し、速やかに報告する。

第一報は、社会通念に照らして、必要最大限の努力で可能な範囲とする。

(2) 書類による報告

事故発生後、一定の事故処理が行われたときは、「事故報告書（事業者→市）」を5に規定する報告先に提出する。ただし、事故処理に時間を要する場合は、電話による経過報告を適宜行う。

(3) 情報の開示

市、利用者（家族を含む。以下同じ。）及び事業者が、事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控え等を積極的に開示し、求めに応じて交付する。

（報告先）

5 事故報告の報告先は、次のとおりとする。

(1) 被保険者の属する保険者

(2) 事業所・施設が所在する市町村

（市の対応）

6 市は、各事業者から事故報告があった場合、次のとおり適宜対応する。

(1) 必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに利用者に対して事実確認等を行うものとする。

(2) 県が指定する事業者から報告のあった事故報告等について、神奈川県が定める「介護保険適用サービスにおける事故報告に係る情報提供取扱要領」に基づき、県に情報提供する。

附 則

この要領は、令和2年1月29日から施行する。

## 別表

サービス種別	基準	条項
訪問介護	指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例（平成 25年神奈川県条例第20号）	第40条
共生型訪問介護	同上	第42条の3
基準該当訪問介護	同上	第47条
訪問入浴介護	同上	第59条
基準該当訪問入浴介護	同上	第63条
訪問看護	同上	第79条
訪問リハビリテーション	同上	第89条
居宅療養管理指導	同上	第98条
通所介護	同上	第111条の3
共生型通所介護	同上	第115条
基準該当通所介護	同上	第135条
通所リハビリテーション	同上	第146条
短期入所生活介護	同上	第168条
ユニット型短期入所生活介護	同上	第181条
共生型短期入所生活介護	同上	第181条の3
基準該当短期入所生活介護	同上	第188条
短期入所療養介護	同上	第204条
ユニット型短期入所療養介護	同上	第216条
特定施設入居者生活介護	同上	第237条
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護	同上	第248条
福祉用具貸与	同上	第263条
基準該当福祉用具貸与	同上	第265条
特定福祉用具販売	同上	第276条

介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第17号）	第40条
ユニット型介護老人福祉施設	同上	第54条
介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第18号）	第39条
ユニット型介護老人保健施設	同上	第53条
介護医療院	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年神奈川県条例第46号）	第40条
ユニット型介護医療院	同上	第54条
介護予防訪問入浴介護	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）	第55条の10
基準該当介護予防訪問入浴介護	同上	第63条
介護予防訪問看護	同上	第75条
介護予防訪問リハビリテーション	同上	第85条
介護予防居宅療養管理指導	同上	第94条
介護予防通所リハビリテーション	同上	第124条
介護予防短期入所生活介護	同上	第143条
ユニット型介護予防短期入所生活介護	同上	第160条

共生型介護予防短期入所生活介護	同上	第165条の3
基準該当介護予防短期入所生活介護	同上	第172条
介護予防短期入所療養介護	同上	第182条
ユニット型介護予防短期入所療養介護	同上	第197条
介護予防特定施設入居者生活介護	同上	第218条
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護	同上	第235条
介護予防福祉用具貸与	同上	第249条
基準該当介護予防福祉用具貸与	同上	第254条
特定介護予防福祉用具販売	同上	第263条
介護療養型医療施設	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）	第39条
ユニット型介護療養型医療施設	同上	第55条
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例施行規則（平成25年規則第8号）	第37条
夜間対応型訪問介護	同上	第54条
地域密着型通所介護	同上	第54条の17
共生型地域密着型通所介護	同上	第54条の19の3
療養通所介護	同上	第54条の36
認知症対応型通所介護	同上	第74条
小規模多機能型居宅介護	同上	第101条

認知症対応型共同生活介護	同上	第120条
地域密着型特定施設入居者生活介護	同上	第140条
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	同上	第165条
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設	同上	第177条
看護小規模多機能型居宅介護	同上	第189条
介護予防認知症対応型通所介護	秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例施行規則（平成25年規則第9号）	第35条
介護予防小規模多機能型居宅介護	同上	第62条
介護予防認知症対応型共同生活介護	同上	第82条
介護予防支援	秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例施行規則（平成27年規則第14号）	第27条
居宅介護支援	秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例施行規則（平成30年規則第12号）	第28条
介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第37号）	第140条の6 2の3第2項
養護老人ホーム	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第15号）	第28条

軽費老人ホーム	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年神奈川県条例第14号)	第32条
宿泊サービス	指定通所介護事業所等の設備 を利用し夜間及び深夜に指定 通所介護等以外のサービスを 提供する場合の事業の人員、設 備及び運営に関する指針	第4
有料老人ホーム	神奈川県有料老人ホーム設置 運営指導指針	9(11)
サービス付き高齢者向け住 宅	神奈川県サービス付き高齢者 向け住宅設置運営指導指針	11(9)